

**「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正に関する
意見募集の結果について**

1 意見募集期間

令和元年7月9日（火曜日）から同年8月2日（金曜日）まで

2 意見の提出状況

合計17通（延べ51意見）

（意見の内訳）

項目	意見数
条例改正について	2
自転車損害賠償保険等について	3
自転車損害賠償保険等への加入義務化について	9
自転車損害賠償保険等への加入確認について	1
罰則規定について	4
自転車損害賠償保険等への加入義務化に伴う都の対応について	9
その他の自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策について	16
その他	7

※ 取りまとめ・公表方法

(1) 件数について

- ・1通の中にある御意見と考えられる部分を、内容ごとにそれぞれ「意見件数」としてカウントしています。
- ・複数の分類項目に関する御意見は、集計上、最も関連が深いと思われる分類項目に関する1件の御意見として集計しています。

(2) その他

- ・個人情報に関する内容が含まれる御意見は公表していません。
- ・誤字については修正し、長文については内容をまとめ公表しております。
- ・同様の主旨と考えられる御意見については、都の考え方をまとめて示しております。

3 主な意見と都の考え方

番号	主な御意見の内容	都の考え方
条例改正について(2件)		
1	国において、自転車版の自動車損賠償責任保険の創設を断念したにもかかわらず、都として自転車損害賠償保険等への加入を義務化するのか。	国の「自転車の運行による損害賠償保障制度のあり方等に関する検討会」においては、地方公共団体による自転車損害賠償保険等への加入義務を規定した条例制定をサポートするという結論となり、標準条例も示されました。 こうした動向も踏まえ、都としても自転車損害賠償保険等への加入義務化の検討を行ってきました。
2	改正条例施行後、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されたことの周知、加入のための資金的準備する猶予期間を設けるべきである。	条例改正後、施行までに一定の期間を設け、その間で都民の皆様に、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されたことがしっかりと伝わるよう、都として周知していきます。
自転車損害賠償保険等について(3件)		
3	自転車損害賠償保険等にはさまざまな種類や商品があり、何に入れば良いのかしっかり示すべきである。	
4	自動車保険の賠償特約で自転車事故が補償される場合は、加入の必要がないのではないか。	本条例における自転車損害賠償保険等とは、自転車の利用によって生じた損害を口補するための保険又は共済をいいます。 自転車損害賠償保険等には、自転車専用のもの、自動車保険・火災保険等の特約として、本人又はその家族が起こした自転車事故の損害賠償を補償するもの(個人賠償責任保険等と呼ばれるもの)などを含んでいます。
5	自転車専用の保険だけでなく、火災保険の賠償特約などへの加入も義務を果たしているものとすべきである。	
自転車損害賠償保険等への加入義務化について(9件)		
6	自転車損害賠償保険等への加入を義務化するに当たり、自転車は道路交通法上の車両であるという意識を高めることが必要がある。	自転車損害賠償保険等の加入を義務付けることによって、自転車は法令上の車両であるという意識等も高まり、道路交通法の遵守にも繋がるものと考えています。
7	自転車損害賠償保険等への未加入者への対応はどのようにするのか。	自転車損害賠償保険等への加入が義務化になると、自転車損害賠償保険等への加入の必要性をしっかり周知し、未加入者を減らし、加入率の向上に努めています。
8	以下の理由から自転車損害賠償保険等への加入義務化に反対である。 ・年に1回だけなど自転車利用の頻度が低い人が義務化の対象となるのは適切でない。 ・自転車利用のコストが高くなり、利用のハードルが上がる。	自転車の事故は利用頻度等にかかわらず、発生するものと考えています。 また、昨今の自転車事故例では、加害者に高額な賠償が命じられているケースもあります。 自転車損害賠償保険等は、保険料の月額が100円程度のもの、自動車保険・火災保険等の特約として、本人又はその家族が起こした自転車事故の損害賠償を補償するもの(個人賠償責任保険等と呼ばれるもの)など、補償内容や保険料などが様々なものがあります。 都民の皆様それぞれの状況に応じ、自転車損害賠償保険等を選択できるようお知らせしていきます。
9	月々数百円といつても、自転車の台数により家計に大きな負担になる。自転車購入時の一度きりのものではなく、払い続けなければならない。 小さな子供もおらず、高齢者でもない、非課税世帯ではない低所得の者にとっては、あらゆるもののが負担となる。 電動アシスト付自転車を買う余裕のある人は、自転車損害賠償保険等への加入を必須にすべきである。	
10	保険は事故後の対応であり、保険加入が自転車安全利用につながると言い切れないで、無事故による保険料の逓減などの仕組みが必要になる。	自転車損害賠償保険等への加入を義務付けることによって、自転車は法令上の車両であるという意識等も高まり、自転車安全利用の推進にも繋がるものと考えています。
11	事業者・団体等の使用者の責任で仕事中の自転車事故に対応する保険をつけることを求めているのか? 【同意見 計4件】	自転車損害賠償保険等は、補償内容や保険料などが様々なものがあり、自転車使用事業者や自転車貸付け業者が従業員用や借受人用に加入しているものあります。 事業内容に合わせて適切な自転車損害賠償保険等に加入していただきます。

番号	主な御意見の内容	都の考え方
自転車損害賠償保険等への加入確認について(1件)		
15	自転車小売業者等の保険加入の確認については、具体的な確認手法を示すべきである。	都内で自転車を購入した際には、「自転車ルール・マナー確認書」を自転車小売業者を通じて交付し、自転車安全利用に関する啓発を実施しています。 そのような機会等を活用して、自転車販売時の自転車損害賠償保険等への加入の確認を行っていいただく予定です。
罰則規定について(4件)		
16	本改正案の自転車損害賠償保険等への加入確認では、加入の担保ができます、努力義務と実質変わらない。	
17	被害者救済の観点から自転車損害賠償保険等への加入義務化は有効だと思うが、何らかの罰則規定は必要ではないかと考える。	自転車損害賠償保険等への加入を義務付けることによって、自転車は法令上の車両であるという意識等も高まり、自転車安全利用の推進にも繋がるものと考えています。
18	自転車事故の被害者だが、加害者から賠償を受けることができず、泣き寝入りの状況である。 自転車損害賠償保険等への加入義務化には大いに賛成である。更に企業に対する未加入の罰則なども検討いただきたい。	自転車損害賠償保険等への未加入者に対する罰則を設けるためには、自転車損害賠償保険等への加入状況を確認する仕組みが必要となります。現在このような仕組みはないため、未加入者を把握し、公平に罰則を適用することができず、国が示した標準条例においても罰則が規定されていません。 まずは、自転車損害賠償保険等への加入義務化について条例改正を行い、加入の促進に努めています。
19	今回の東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正点について、自転車損害賠償保険等への加入の義務付けは当然と感じられるが、罰則規定がないという点から実効性に疑問があり、自転車でも自動車と同様の罰則を伴う厳密な施行が適切と思う。	
自転車損害賠償保険等への加入義務化に伴う都の対応について(9件)		
20	都民保険など、保険会社と連携した安価で加入しやすい保険を用意するべきである。	
21	事故の被害者を守る事は必要であるが、義務化以前に自転車利用者にとって最適な保険の設計、見直し、区民税からの少額の積立てによる被害者救済基金等も含めた検討等から始めるべきである。	
22	学校等での情報提供ではなく、入学と同時に自動的に保険に加入する制度づくりをすべきである。	
23	自転車安全利用の意識向上につなげるためには、自転車整備と一緒にTSマークの様な保険が必要である。	
24	中学生、高校生が入学とともに自動的に加入する仕組みの保険が望まれる。	自転車損害賠償保険等は、保険料の月額が100円程度のもの、自動車保険・火災保険等の特約として、本人又はその家族が起こした自転車事故の損害賠償を補償するもの(個人賠償責任保険等と呼ばれるもの)など、補償内容や保険料などが様々なものがあります。
25	コミュニティサイクルを実施している自治体においては、その保険へ住民が団体加入できる仕組みをつくり、安価な保険をつくるべきである。	都では都民の皆様に安心して自転車を利用していただけるよう、多様な自転車損害賠償保険等をお知らせし、都民の皆様それぞれの状況に応じた自転車損害賠償保険等を選択できる環境を整えていきます。
26	免許の必要が無く、手軽に、年齢制限が無く、誰でも乗れる自転車による事故対応として、自転車損害賠償保険等への加入の義務を急に全都民に一律に求めるのは無理がある。 経済的理由による保険不担保の人への対策の検討が、義務化と同時に求められる。	
27	保険料の負担感から、加入者は自らの所得水準に応じた商品を選択しており、必ずしも補償内容、とりわけ加害時補償を重視したものとはなっていない。 条例改正にあたっては、保険料の負担軽減を講じる必要がある。	
28	経済的に大変な方が自転車を多く利用していることを認識し、自転車損害賠償保険等を義務化するならば、自転車を利用する方の被害者に対するしっかりとした補償を収入の少ない方には補助する形でお願いしたい。	

番号	主な御意見の内容	都の考え方
その他の自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策について(16件)		
29	危険な自転車利用をよく見かけるため、自転車安全利用の啓発活動強化が必要である。	
30	自転車販売時における自転車に関する道路交通法の説明を義務付けるべきである。	
31	自転車損害賠償保険等への加入を義務化にするのではなく、免許制や自転車実技テストのようなものを導入したらどうか。	
32	道路交通法に違反している自転車は、道路交通法を知らずに違反している事例が多いような気がする。 運転免許取得時など体系立てて道路交通法を学ぶ機会がないと、知識は身に付かないが、自転車だけにしか乗らない人は、このように道路交通法を学ぶ機会がほぼない。 将来的に自転車も免許制にするなどの検討が必要ではないかと思う。	自転車損害賠償保険等への加入の義務化にあわせて、自転車安全利用に向けた更なる普及啓発を図り、安全で適正な自転車利用を推進していきます。
33	道路交通法上における自転車の立場を理解していない人が多い。 事故を防止するためにも、通信販売業者も含めた自転車販売店において、自転車を購入する人に対する自転車安全利用五則についての説明と、事故への備えをアナンスすることを義務付けるべきではないかと思う。	
34	自転車損害賠償保険等への加入義務化ということが交通道徳の向上とリスクの軽減に一役買ってくれると良いと思う一方、交通道徳の周知、教育ということをあらためてやり直すべき状況になっているのではないかと思う。	
35	自転車の傘さし運転、携帯電話を操作しながら、音楽を聴きながら、無灯火、逆走、信号無視などの違反行為がほとんど黙認され注意すらされていない。 法や条例の整備だけでなく取り締まり強化など、同時進行で多面的な対策を取ることが必要ではないかと思う。	
36	自転車利用者のほとんどが交通法令無視であると言っても差し支えないのが現実である。自転車利用者も交通違反でキップを切られるという怖さが出るよう、覆面ポリスを巡回させてはどうか。	御意見として承ります。 なお、都では、自転車利用のルール・マナーの普及啓発に取り組んでいます。 自転車損害賠償保険等への加入の義務化にあわせて、自転車安全利用に向けた更なる普及啓発を図り、安全で適正な自転車利用を推進していきます。
37	自転車利用のメリットとは「交通法規や交通道徳を守らずに済むこと」と認識されているように感じられる。 自転車のモラルの低さ、危険度というのは看過できない状況を感じている。 危険、違反と思われる行為は、年代や性別が多岐にわたり、居合わせた警察官が危険行為や法令違反に対して注意を促さず見逃している状況も日々見受けられる。	
38	前照灯の自動点灯車以外の販売を規制すべきである。	
39	電動アシスト付自転車に対する規制を強化すべきである。	
40	自転車が歩道を走らざるを得ない状況を改善すべきである。	
41	自転車用の道路整備も大事だと思う。	
42	自転車事故を防ぐために、自転車が安全に走行できる専用道路や道路標示、信号などのインフラ整備を国や都が本格的に取り組むことが必要だと痛感している。	御意見として承ります。
43	自転車専用通行帯の延伸・拡充といったハード面での整備が不可欠であるとともに、歩行者道路のバリアフリー推進といった交通弱者に配慮した整備が必要である。	
44	事故を防ぐ手段を都が認識し、道路インフラ整備、自転車ルールの対策、歩行者の安全確保等を優先し、考慮していただきたい。	
その他(7件)		